

山梨県公報

号外第二十一号

令和元年

九月三日

火曜日

条例

山梨県手数料条例及び山梨県行政不服審査法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年九月三日

山梨県知事 長崎 幸太郎

山梨県条例第十五号

山梨県手数料条例及び山梨県行政不服審査法施行条例の一部を改正する条例次に掲げる条例の規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

一 山梨県手数料条例(平成十二年条例第三号)別表第二第十二の二の項口及びハ

二 山梨県行政不服審査法施行条例(平成二十八年山梨県条例第十六号)別表一の項

附則

この条例は、公布の日から施行する。

山梨県建築基準法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年九月三日

山梨県知事 長崎 幸太郎

山梨県条例第十六号

山梨県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

山梨県建築基準法施行条例(昭和三十六年山梨県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

第三条中「準耐火建築物及び法第二十七条第一項の規定に適合する建築物」を「及び準耐火建築物」に、「階数」を「地階を除く階数」に、「令第百三十六条の二に規定する技術的基準」を「法第六十一条の規定(準防火地域内にある建築物のうち地階を除く階数が三で延べ面積が千五百平方メートル以下のものに適用されるものに限る。)」に改める。

第九条及び第十五条中「準耐火建築物及び法第二十七条第一項の規定に適合する建築物」を「及び準耐火建築物」に改める。

第十八条、第十九条第二号及び第二十一条中「第百二十九条の二の三第一項第一号口」を「第百二十二条第二項」に改める。

第二十二條の二第一項中「若しくは」を「又は」に改め、「又は特定避難時間倒壊等

防止建築物であるもの」を削る。

附則

この条例は、公布の日から施行することとした。

目次

条例

○山梨県手数料条例及び山梨県行政不服審査法施行条例の一部を改正する条例……………一

○山梨県建築基準法施行条例の一部を改正する条例……………一

規則

○不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則……………二

○山梨県建築基準法施行細則の一部を改正する規則……………二

訓令

○山梨県行政文書管理規程の一部を改正する訓令……………二

教育委員会

○山梨県教育庁行政文書管理規程及び山梨県立学校処務規程の一部を改正する訓令……………三

公安委員会

○不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則……………三

条例のあらまし

○山梨県手数料条例及び山梨県行政不服審査法施行条例の一部を改正する条例(条例第十五号)(市町村課)

1 不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行による工業標準化法の一部改正に伴い、当該法令の用語を引用する規定を整理することとした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

○山梨県建築基準法施行条例の一部を改正する条例(条例第十六号)(建築住宅課)

1 建築基準法施行令の一部改正に伴い、当該法令の条項等を引用する規定を整理することとした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

この条例は、公布の日から施行する。

規則

山梨県規則第九号

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則を次のように定める。

令和元年九月三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

(火薬類取締法施行細則等の一部改正)

第一条 次に掲げる規則の規定中「~~口~~」を「~~口~~」に改める。

一 火薬類取締法施行細則(昭和二十六年山梨県規則第三十七号)第一号様式及び第五号様式から第七号様式までの注

二 山梨県高圧ガス取締法施行細則(昭和二十八年山梨県規則第四十五号)第一号様式から第七号様式までの注

三 山梨県都市計画法施行細則(昭和四十六年山梨県規則第二十五号)第一号様式の裏面並びに第四号様式、第六号様式、第七号様式、第十六号様式及び第十七号様式の注

四 青少年保護育成のための環境浄化に関する条例施行規則(昭和五十三年山梨県規則第八号)第四号様式及び第五号様式の注

五 山梨県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則(平成十五年山梨県規則第三十七号)第六号様式裏面の注

(山梨県生活環境の保全に関する条例施行規則等の一部改正)

第二条 次に掲げる規則の規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

一 山梨県生活環境の保全に関する条例施行規則(昭和五十一年山梨県規則第九号)別表第四の一(一)の備考

二 山梨県屋外広告物条例施行規則(平成四年山梨県規則第十号)別表第一の二(2)の表の備考

三 山梨県特定非営利活動促進法施行細則(平成十年山梨県規則第六十五号)第三十六條

四 山梨県情報公開条例施行規則(平成十二年山梨県規則第三号)第十一条第一項第

二号、第二項第一号イ及びロ並びに第三項第一号ロ及び第二号ロ
五 山梨県個人情報保護条例施行規則(平成十七年山梨県規則第三十二号)第十二条第一項第二号及び第二項第一号並びに第十三条第一号ロ、第二号ロ及び第三号ニからへまで

附則

この規則は、公布の日から施行する。

山梨県規則第十号

山梨県建築基準法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年九月三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

山梨県建築基準法施行細則(昭和二十六年山梨県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

第二条の二第二号及び第八条第一項第一号中「第八十七条の二」を「第八十七条の四」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

訓令

山梨県訓令第四号

本 出 先 機 庁

山梨県行政文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和元年九月三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県行政文書管理規程の一部を改正する訓令

山梨県行政文書管理規程(平成十八年山梨県訓令甲第七号)の一部を次のように改正する。

第十七条第三項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

教育委員会

山梨県教育委員会訓令甲第二号

山梨県教育庁行政文書管理規程及び山梨県立学校処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和元年九月三日

山梨県教育委員会

教育長 市 川 満

山梨県教育庁行政文書管理規程及び山梨県立学校処務規程の一部を改正する訓令

(山梨県教育庁行政文書管理規程の一部改正)

第一条 山梨県教育庁行政文書管理規程(昭和三十六年山梨県教育委員会訓令甲第四号)の一部を次のように改正する。

第十六条第三項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(山梨県立学校処務規程の一部改正)

第二条 山梨県立学校処務規程(昭和三十六年山梨県教育委員会訓令甲第四号)の一部を次のように改正する。

第一号様式、第十一号様式、第十五号様式之二、第十六号様式之四、第十八号様式之十、第二十四号様式、第二十五号様式、第二十八号様式、第二十九号様式及び第三十号様式の備考中「ロ」を「イ」に改める。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

公安委員会

山梨県公安委員会規則第三号

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則を次のように定める。

令和元年九月三日

山梨県公安委員会

委員長 武 田 信 彦

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

(山梨県公安委員会行政文書管理規則の一部改正)

第一条 山梨県公安委員会行政文書管理規則(平成十三年山梨県公安委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第一号様式及び第二号様式中「ロ」を「イ」に改める。

(山梨県警察協議会に関する規則の一部改正)

第二条 山梨県警察協議会に関する規則(平成十三年山梨県公安委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第一号様式から第四号様式までの規定中「ロ」を「イ」に改める。

(山梨県公安委員会公文規則の一部改正)

第三条 山梨県公安委員会公文規則(平成十三年山梨県公安委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第一号様式から第三号様式までの規定中「ロ」を「イ」に改める。

(山梨県留置施設視察委員会に関する規則の一部改正)

第四条 山梨県留置施設視察委員会に関する規則(平成十九年山梨県公安委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第一号様式から第四号様式までの規定中「ロ」を「イ」に改める。

(山梨県道路交通法施行細則の一部改正)

第五条 山梨県道路交通法施行細則(昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番